

第三次守谷市男女共同参画推進計画の策定概要について

1 男女共同参画推進計画とは

男女共同参画推進計画とは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第160号）に基づき策定される計画です。

男女共同参画社会基本法においては、市町村計画の策定は努力義務とされていますが、本市においては、守谷市男女共同参画推進条例（平成21年条例第1号）により策定を義務として定義しています。

（男女共同参画社会基本法 第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

（守谷市男女共同参画推進条例 第8条）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 計画策定の背景と計画体系等

（1）計画策定の背景

第二次守谷市男女共同参画推進計画期間が平成29年度末をもって計画期間の満了を迎えるため、新たに第三次守谷市男女共同参画推進計画を策定するものです。

（2）計画体系と計画期間

守谷市男女共同参画推進条例の基本理念の具現化を目指すための基本目標と、それを達成するための主要課題を定めることとします。

【守谷市男女共同参画推進計画】

基本計画	計画期間：平成17年度～26年度（10年間）
前期実施計画	計画期間：平成17年度～21年度（5年間）
後期実施計画	計画期間：平成22年度～26年度（5年間）
第二次計画	計画期間：平成27年度～29年度（3年間）
第三次計画	計画期間：平成30年度～34年度（5年間）

3 策定体制

(1) 諮問機関

- ①守谷市男女共同参画推進委員会

(2) 市民参加

- ①男女共同参画推進計画策定分科会

男女共同参画推進委員会内に、計画案策定について事務局と協議・検討する分科会を状況に応じて設置します。

- ②守谷市男女共同参画推進ネットワーク

市民主体で男女共同参画推進事業を実施する立場から御意見をいただくため、「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」と連携します。

- ③市民及び事業者意識調査

市の現状や市民意識の実態を把握するため、アンケート調査を実施します。

- ・市民意識調査：市内在住20歳以上男女3,000名を対象
- ・事業者意識調査：市内に本社・支店・営業所を置く300事業者を対象

- ④パブリック・コメント（意見公募）

計画案に対し、広く市民等の意見を聴取します。

(3) 行政内部体制

- ①守谷市男女共同参画推進会議

所掌範囲：検討会及び計画策定分科会の策定案に対する審議

構成：会長 市長，副会長 副市長，委員 教育長・各部長

- ②男女共同参画推進会議検討会

所掌範囲：計画策定等に関する調査及び検討

構成：委員長 市民協働推進課長，委員 各課・社会福祉協議会の係長職

4 計画策定時の留意事項

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律との一体的策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項（平成27年法律第64号）により、市町村は同法の基本方針を勘案して、市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされておりますが、同法第5条の規定に基づき本計画と一体的に策定します。